

給付 10—2

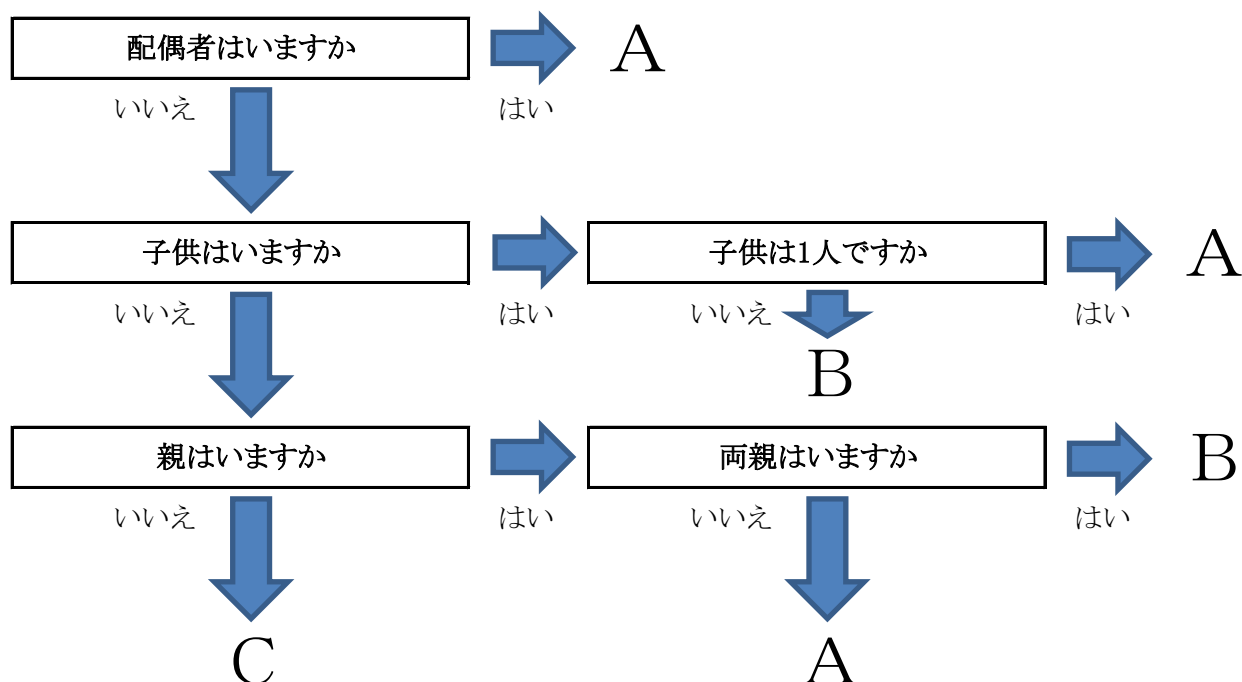
被保険者が死亡したとき

『健康保険給付金振込口座変更届』

○ 高額療養費・一部負担還元金等、給付金が支給される場合は「健康保険給付金振込口座変更届」を健保組合に提出してください。

※ 同一月(1日から月末まで)、同医療機関で支払う医療費の自己負担額が高額になったときは、一定額(自己負担限度額)を超えた額が高額療養費・一部負担還元金として支給されます。

< 変更届の判定チャート >



A : 「健康保険給付金振込口座変更届①」を提出してください。

B : 「健康保険給付金振込口座変更届②」の請求者欄に全員の署名をもらい提出してください。

C : 健康保険組合までお問い合わせください。

※ 請求者は原則法定相続人の順位です。

【添付書類】

(除籍)戸籍謄本

※ 被保険者と法定相続人の関係がわかるもの。

※ 被保険者の(除籍)戸籍謄本写しで請求者との関係が確認できない場合は、関係がわかるよう法定相続人や両親の戸籍謄本等を提出していただく場合があります。

【注意事項】

① ケースによりましては、上記の他に添付書類が必要となる場合があります。